二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上尾後谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　徳島県三好市池田町大利
　上尾後　一番及び一番二
　二番
　四番から七番まで
　一二一番から一二三番まで
　一三九番
　一四〇番及び一四〇番二
　一四一番から一四七番まで
　一四八番及び一四八番二
　一四九番から一五三番まで
　一五四番一及び一五四番二
　一五五番から一五八番まで
　一六〇番及び一六一番
　一六四番から一七八番まで
　一七九番及び一七九番二
　一八〇番から一八四番まで
　一八六番から一九四番まで
　二九八番二
　二九九番一及び二九九番二
　三〇〇番一から三〇〇番三まで
　三〇一番
　三〇二番一、三〇二番二及び三〇二番四
　三〇三番
　三〇四番一から三〇四番四まで
　三〇六番から三〇九番まで
　三一〇番一及び三一〇番二
　三一一番から三一六番まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　和田谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十五年建設省告示第千百二十四号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　徳島県三好市東祖谷和田
　一三三番一　一号から四号まで、八号及び九号
　一四二番一〇　五号から七号まで

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十六年四月十一日

観光庁長官　久保　成人

一　登録年月日　平成二十六年二月二十六日
二　登録番号　第四十三号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社ジーエフ
四　住所　東京都立川市曙町二丁目三十四番六号
五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都立川市曙町二丁目九番一号菊屋ビル三〇五
六　法人にあってはその代表者の氏名　伊藤　篤子

○防衛省告示第六十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。
　ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。
　ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。
　ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒
(カ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十一日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十六年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。
　ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。